

民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について

平成16年1月23日最高裁総三第2号高等裁判所長官、
地方、家庭裁判所長あて総務局長、民事局長、家庭局長通
達

改正 平成17年 3月29日総三第000086号
平成20年 3月19日総三第000253号
平成20年 3月27日総三第000360号
令和 2年 9月 2日総三第126号
令和 5年 1月18日総三第331号
令和 8年 2月27日総三第144号

標記の様式及び記載方法について下記のとおり定めましたので、他の通達に特別の定めがある場合及び最高裁判所が特に定める場合を除くほか、これにより取り扱ってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 調書の様式

口頭弁論、準備的口頭弁論、弁論準備手続、和解等の期日の調書は、別紙様式第1から別紙様式第9まで（第1号様式から第6号様式まで）により作成する。ただし、事務の効率的な処理を図るため特に必要な場合には、第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第6号様式について、あらかじめ記載された定型的な事項の□に認印し、又はレを付する様式、ワードプロセッサによる作成に便宜な様式等これらと異なる様式によることも差し支えない。

第2 記載要領一般

- 1 裁判所書記官の印は、認め印を使用する。
- 2 調書は、簡潔な表現を使用し、整然かつ明瞭に記載する。

第3 各様式の記載方法

1 第1号様式（口頭弁論調書 準備的口頭弁論調書）

この様式には、口頭弁論期日又は準備的口頭弁論期日において行われた手続（第3号様式から第5号様式までに記載するものを除く。）を記載する。準備的口頭弁論期日において行われた手続を記載する場合には、「準備的」の□にレを付する。

なお、裁判官の合議体による場合には第1号様式（口頭弁論調書 準備的口頭弁論調書合議用）を、一人の裁判官による場合には第1号様式（口頭弁論調書 準備的口頭弁論調書単

独用)を使用する。

(1) 回数について

ア 口頭弁論期日の回数と準備的口頭弁論期日の回数とは、別に数えるものとする。

イ 弁論の併合又は分離が行われた場合には、基本となった事件の回数に連続する回数を付する。

ウ 当事者双方が不出頭の期日も回数に加える。

(2) 「場所及び公開の有無等」について

ア 口頭弁論又は準備的口頭弁論の全部について公開しない場合には、「で公開」を抹消し、公開しない旨及びその理由を「弁論の要領等」に記載する。

イ 口頭弁論又は準備的口頭弁論の一部について公開しない場合には、その部分を明らかにして、公開しない旨及びその理由を「弁論の要領等」に記載する。

ウ 裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法により手続を行った場合又は裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法若しくは音声の送受信により同時に通話することができる方法によって通訳人に通訳させた場合には、「 会議の方法による」の口にレを付し、手続の方法を記載する。

(3) 「出頭した当事者等」について

ア 立ち会った検察官の氏名は、この箇所に記載する。

イ 期日に出頭しないで(2)のウの方法により手続に関与した当事者、代理人、補佐人及び通訳人(以下「当事者等」という。)の氏名は、この箇所に記載し、その当事者等の氏名に続いて括弧書きで通話者の所在する場所の状況の確認により判明した通話先の場所の属性(当事者等の自宅又は事務所その他の場所の属性をいう。)を記載した上、「通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。」の口にレを付する。

(4) 「指定期日」について

ア 当該期日において指定された期日を記載するとともに、期日の種別を付記する。ただし、当該期日と期日の種別が同じ期日を記載した場合には、期日の種別の付記を省略して差し支えない。

イ 判決言渡期日を記載する場合には、指定された期日に続いて「(判決言渡し)」と付記する。

ウ この箇所に指定された期日を記載した場合には、「弁論の要領等」に期日を指定告知した旨を記載する必要はない。

(5) 「弁論の要領等」について

ア 立ち会った裁判所調査官、裁判所速記官、執行官、専門委員、司法委員、鑑定人、査証人及び参与員の氏名は、この箇所に記載する。

なお、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をする方法により専門委員に説明又は発問をさせた場合には、その旨及び通話者の所在する場所の状況の確認により判明した通話先の場所の属性（専門委員の自宅又は事務所その他の場所の属性をいう。）を専門委員の氏名の記載に続いて括弧書きで記載した上、「通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。」旨を記載する。

イ 裁判所及び当事者双方が鑑定人又は参与員との間で音声の送受信により同時に通話をする方法により鑑定人に尋問の求め若しくは発問をさせた場合又は参与員の意見を聴取した場合の記載は、アに準ずる。

ウ 証拠関係については、「証拠関係別紙のとおり」と記載し、第3号様式から第5号様式までにその内容を記載する。

エ 記載の末尾には、裁判所書記官が「裁判所書記官」の肩書を付した上で、記名押印する。

2 第2号様式（弁論準備手続調書）

(1) この様式には、弁論準備手続期日において行われた手続（第3号様式及び第4号様式に記載するものを除く。）を記載する。

なお、裁判官の合議体による場合には第2号様式（弁論準備手続調書合議用）を、一人の裁判官による場合には第2号様式（弁論準備手続調書単独用）を使用する。

(2) 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をする方法により手続を行った場合又は裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法若しくは音声の送受信により同時に通話をする方法によって通訳人に通訳させた場合には、「場所等」の「 会議の方法による」の口^レにレを付し、手続の方法を記載する。期日に出頭しないでこれらの方法により手続に関与した当事者等の氏名は、「出頭した当事者等」に記載し、その当事者等の氏名に続いて括弧書きで通話者の所在する場所の状況の確認により判明した通話先の場所の属性（当事者等の自宅又は事務所その他の場所の属性をいう。）を記載した上、「出頭した当事者等」の「通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。」の口^レにレを付する。

(3) その他の記載方法については、1に準ずる。

3 第3号様式（書証等目録）

この様式には、書証又は電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ（以下「書証等」と総称する。）の申出、成立及び成立の争いについての主張等を記載する。ただし、文書提出命令（電磁的記録提出命令を含む。）又は文書送付の嘱託（電磁的記録送付嘱託を含む。）の申立てによる書証等の申出については、第4号様式に記載する。

(1) 「（号証）」について

原告提出分を「甲」号証、被告提出分を「乙」号証、参加人提出分を「丙」号証等と記載する。

(2) 「（提出分）」について

原則として、各当事者について各別の用紙を使用し、「原告」提出分、「被控訴人」提出分等と記載する。

(3) 「番号」について

原則として、一つの書証等について1欄を使用する。

(4) 「期日」について

書証等が提出された場合並びに書証等の成立及び成立の争いについての主張等がされた場合には、期日の回数を記載し、期日の種別の口にしを付する。

(5) 「標目等」について

書証等の標目を記載し、必要がある場合には、書証又は電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの別及び立証趣旨も記載する。

(6) 「成立」について

書証等成立の認否が明示的にされた場合に限り記載し、その余の場合には、空欄のままとする。

(7) 「成立の争いについての主張」について

ア 否認の理由、証拠抗弁等、書証等の成立の争いについての主張及び認否の変更等を記載する。

イ 書証等の成立の争いについての主張等が、「陳述」の「期日」に記載された期日と異なる期日に行われた場合には、その期日の種別及び回数を「第3回弁論」等と記載した上でその内容を記載する。

(8) 「備考」について

ア この箇所に、口頭弁論、準備的口頭弁論又は弁論準備手続の期日において行われた手続を記載する場合には、その期日の種別及び回数を「第3回弁論」等と記載した上でその内容を記載する。

イ 書証等の撤回がされた場合には、この箇所に記載する。

4 第4号様式（証人等目録）

この様式には、証拠の申出、採否の裁判等（第3号様式に記載するものを除く。）を記載する。

(1) 「（申出分）」について

- ア 原則として、各当事者について各別の用紙を使用し、「原告」申出分、「被控訴人」申出分等と記載する。
- イ 職権による証拠調べについては、当事者の申出分と別の用紙を使用し、「申出」を抹消して「職権」分と記載する。

(2) 「申出」の「期日等」について

- ア 口頭弁論、準備的口頭弁論又は弁論準備手続の期日において証拠の申出がされた場合の記載方法については、3の(4)に準ずる。
- イ 口頭弁論、準備的口頭弁論又は弁論準備手続の期日以外において証拠の申出がされた場合には、「」に申出年月日を記載する。

(3) 「証拠方法の表示等」について

証拠方法を記載し、必要がある場合には、立証趣旨も記載する。

(4) 「採否の別」について

証拠採否の裁判があった場合には、採否の別を○で囲む。

(5) 「証拠調べの施行」について

- ア 指定された証拠調べの期日を記載する。
- イ 指定された期日に証拠調べが実施された場合には、「実施」の□にレを付する。
- ウ 証拠調べ期日が変更若しくは延期され又は証拠調べが続行された場合には、その旨を記載した上、指定された期日を順次下部に追記する。
- エ 証拠調べの囑託をした場合には「東京地方裁判所に囑託」等と、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合には「書面尋問」等と、宣誓書を裁判所に提出する方式によって鑑定人の宣誓をさせる場合には「書面宣誓」等と記載する。

(6) 「調書の作成に関する許可等」について

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和6年最高裁判所規則第14号）による改正前の民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号。以下「改正前民訴規則」という。）第67条第2項又は第170条第1項の規定により証人、当事者本人若しくは鑑定人（以下「証人等」という。）の陳述又は検証の結果の記載を省略する許可があった場合には、「調書省略」の□にレを付し、改正前民訴規則第68条第1項の規定により証人等の陳述を録音テープ等に記録することによって調書の記載に代える許可があった場合には、「調書記載に代わる録音テープ等」の□にレを付する。

(7) 「備考」について

ア 記載方法については、3の(8)のアに準ずる。

イ 申出が撤回された場合及び口頭弁論期日外における証拠調べの結果が弁論に上程された場合には、この箇所に記載する。

5 第5号様式(証人等調書)

この様式には、証人等及び通訳人の陳述等を記載する。調書の名称及び「宣誓その他の状況」にあらかじめ記載されている事項については、該当する事項の□にレを付する。記載する事項があらかじめ記載されていないものについては、記載事項がない□にレを付した上で記載する。

なお、改正前民訴規則第67条第2項若しくは第170条第1項の規定により証人等の陳述の記載を省略する許可があった場合又は改正前民訴規則第68条第1項の規定により証人等の陳述を録音テープ等に記録することによって調書の記載に代える許可があった場合には、この様式の調書を作成する必要はない。

(1) 「宣誓その他の状況」について

ア 付添いの措置をとった場合には、その旨並びに証人又は当事者本人に付き添った者の氏名及びその者と証人又は当事者本人との関係をこの箇所に記載する。

イ 遮への措置をとった場合には、その旨をこの箇所に記載する。

ウ 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により証人若しくは当事者本人の尋問をし、又は鑑定人に口頭で意見を陳述させた場合には、その旨及び通話者の所在する場所の状況の確認により判明した通話先の場所の属性(鑑定人、証人若しくは当事者本人又はその代理人の自宅又は事務所その他の場所の属性をいう。)を記載した上、「通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。」旨をこの箇所に記載する。

(2) 「陳述の要領」について

ア この箇所には、証人等及び通訳人の陳述の要領、証人尋問に関する異議、これに対する裁判等を記載する。

イ 裁判所速記官が作成した速記録を調書に引用する場合には、この箇所にその旨を記載する。

ウ 末尾に「以上」と記載する。

6 第6号様式(調書)

(1) この様式には、口頭弁論、準備的口頭弁論及び弁論準備手続の期日以外の期日において行われた手続(第5号様式に記載するものを除く。)を記載する。

なお、裁判官の合議体による場合には第6号様式(調書合議用)を、一人の裁判官によ

る場合には第6号様式（調書単独用）を使用する。

- (2) 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法により
手続を行った場合又は裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により
相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法若しくは音声の送受信により
同時に通話を行うことができる方法によって通訳人に通訳させた場合には、「場所等」
の「 会議の方法による」の□にレを付し、手続の方法を記載する。期日に出頭し
ないでこれらの方法により手続に関与した当事者等の氏名は、「出頭した当事者等」に記
載し、その当事者等の氏名に続いて括弧書きで通話者の所在する場所の状況の確認により
判明した通話先の場所の属性（当事者等の自宅又は事務所その他の場所の属性をいう。）
を記載した上、「出頭した当事者等」の「通話者の所在する場所の状況が手続を実施する
ために適切なものであることを確認した。」の□にレを付する。
- (3) 当事者本人又は参考人について、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識し
ながら通話を行うことができる方法又は裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信
により同時に通話を行うことができる方法により審尋手続を行った場合の記載は（2）に
準じる。
- (4) その他の記載方法については、1に準ずる。

なお、仲裁法（平成15年法律第138号）第35条の規定により証拠調べをした場合
には、証拠調べに立ち会った仲裁人の氏名は、「手続の要領等」に記載する。

第4 調書の作成の特例

1 調書の作成の省略

- (1) 簡易裁判所においては、第3の3に定める第3号様式（書証等目録）の調書の作成を省
略することができる。
- (2) 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所においては、公示送達が行われた事件等で、書
証等目録の作成を省略しても支障がないと裁判官が認めるときは第3の3に定める第3号様
式（書証等目録）の調書の作成を省略することができる。

2 証拠関係の記載方法

1の定めにより第3号様式（書証等目録）の調書の作成を省略した場合には、証拠関係は、
第3の1に定める第1号様式（口頭弁論調書 準備的口頭弁論調書）の「弁論の要領等」又
は第2号様式（弁論準備手続調書）の「当事者の陳述等」に記載する。この場合において、
書証等として文書等又は電磁的記録を記録した記録媒体が提出されたときは、当該書証等に
付された符号及び番号を記載する。

付 記

1 実施

この通達は、平成16年4月1日から実施する。ただし、記第3の6の(2)のなお書きについては、平成16年3月1日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による調書用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記 (平17. 3. 29総三第000086号)

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付 記 (平20. 3. 19総三第000253号)

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

付 記 (平20. 3. 27総三第000360号)

この通達は、平成20年5月1日から実施する。

付 記 (令2. 9. 2総三第126号)

この通達は、令和2年10月1日から実施する。

付 記 (令5. 1. 18総三第331号)

この通達中、記1、記2及び記5の定めは、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から、記3、記4及び記6の定めは同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年2月20日）から実施する。

付 記 (令8. 2. 27総三第144号)

1 実施

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の施行の日（令和8年5月21日）から実施する。

2 経過措置

- (1) この通達の実施前に、証人又は当事者本人若しくは訴訟において当事者を代表する法定代理人の尋問、鑑定人の意見の陳述及び専門委員の説明又は発問（以下「証人尋問等」という。）が行われたときは、当該証人尋問等の手続において作成される調書については、なお従前の例による。
- (2) この通達の実施の際従前の様式による調書用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

(別紙様式第1)

第1号様式 (口頭弁論調書 準備的口頭弁論調書合議用)		裁判長 認 印
第 回 口 頭 弁 論 調 書 (<input type="checkbox"/> 準 備 的)		
事 件 の 表 示	令和 年 () 第 号	
期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	
場所及び公開の有無	法廷で公開	
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 所 書 記 官		
出頭した当事者等		
指 定期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	
弁 論 の 要 領 等		

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「弁論の要領等」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

(別紙様式第3)

裁判長
認印

第2号様式 (弁論準備手続調書合議用)

第 回 弁 論 準 備 手 続 調 書	
事 件 の 表 示	令和 年 () 第 号
期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
場 所 等	準備手続室 (<input type="checkbox"/> 会議の方法による)
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 所 書 記 官	
出 頭 し た 当 事 者 等	(<input type="checkbox"/> 通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)
指 定 期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
当 事 者 の 陳 述 等	

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「当事者の陳述等」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

(別紙様式第4)

裁判官
認 印

第2号様式 (弁論準備手続調書単独用)

第 回 弁 論 準 備 手 続 調 書	
事 件 の 表 示	令和 年 () 第 号
期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
場 所 等	準備手続室 (<input type="checkbox"/> 会議の方法による)
裁 判 官 裁 判 所 書 記 官	
出 頭 した 当 事 者 等	(<input type="checkbox"/> 通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)
指 定 期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
当 事 者 の 陳 述 等	

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「当事者の陳述等」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

第3号様式 (書証等目録)

(号証) 書 証 等 目 録 (提出分)						
(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

第4号様式 (証人等目録)

証人等目録 (申出分)							
(この目録は、期日に行われた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)							
申 出		採否の裁判		証拠調べの施行		調書の作成 に関する許 可等	備 考
期 日 等	証拠方法の表示等	期 日 等	採否 の別	指 定 期 日			
				年 月 日	時		
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ． ．		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ． ．	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ． ．		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ． ．	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ． ．		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ． ．	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ． ．		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ． ．	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ． ．		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁 論 準 備 ． ．	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等

(注) 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第8)

第6号様式 (調書合議用)		裁判長 認 印	
調 書			
事 件 の 表 示	令和 年 () 第 号		
期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分		
場 所 等	(<input type="checkbox"/> 会議の方法による)		
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 所 書 記 官			
出 頭 した 当 事 者 等	(<input type="checkbox"/> 通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)		
手 続 の 要 領 等			

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「手続の要領等」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

